

令和6年度 第11回総会

議 事 録

堺市農業委員会

1 開催日時及び場所

日 時 令和7年2月6日(木) 午後1時30分から午後2時15分

場 所 堺市役所高層館12階農業委員会室

2 委員数

(1) 現在総数 14人

(2) 出席委員 12人

今 野 正 章	辻 千 太 郎	小 谷 信 江
以 倉 孝 弘	柳 下 清 隆	寺 島 あつ子
霜 野 市 和	谷 野 保 博	北 尻 芳 孝
奥 野 正 作	田 中 正 剛	松 本 智恵子

(3) 欠席委員

田 中 宏 山 崎 勝 喜

(4) 農地利用最適化推進委員の出席 12人

小 林 義 博	井 上 和 夫	光 田 裕 次
数 田 清 文	中 尾 美 昭	高 岡 一 平
塔 本 順 一	松 下 孝 彦	田 中 利 幸
岡 所 次 郎	北 條 一 宜	登り山 正 嗣

(5) 欠席委員

岸 田 勝 夫

3 議事説明員

農業委員会事務局

事 務 局 長 小 走 伸 吾

事務局次長 左 手 憲 一

主 幹 山 本 幸 夫

八 木 祐 樹

4 付議事項

議案第63号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第64号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第65号 農用地利用集積計画の決定について

議案第66号 農用地利用集積等促進計画の決定について
(農地中間管理事業分)

議案第67号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認の申請について

議案第68号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第11条において準用する特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認の申請について

報告第50号 農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分
の報告について

報告第51号 農地法第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分
の報告について

報告第52号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の
報告について

報告第53号 農業従事証明の発行の報告について

報告第54号 生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長
専決処分の報告について

報告第55号 農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務
局長専決処分の報告について

5 会議の概要

議長（北尻 芳孝会長）から開会宣言

議長 ただいまから令和6年度第11回総会を開会いたします。

本日の議事録署名委員は、規定によりまして、議長において辻千太郎委員、小谷信江委員のご両名を指名いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし）

ご異議なしと認めます。よって、ご両名にお願いいたします。

審議に先立ちまして、事務局から諸般の報告をいたします。

事務局 出席委員の報告をいたします。現在議場に在席する委員は、14名中12名でございます。また、農地利用最適化推進委員は12名の出席をいただいております。

議長 これより審議に入ります。

本日、ご審議いただく案件は、議案第63号「農地法第3条の規定による許可申請について」から報告第55号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計12件であります。

それではまず、議案第63号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第63号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第45号から第47号についてご説明いたします。

まず、受付番号第45号は、申請地が東区北野田で市街化調整区域内にあり、周辺は宅地、水路、田及び道路に囲まれており、地目は田2筆、面積は合計2,306平方メートルで現在稲刈り後の状態です。

今回、譲受人が贈与を受け、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第46号は、申請地が美原区太井で市街化調整区域内にあり、周辺は田、雑種地及び農道に囲まれており、地目は田1筆、面積は531平方メートルで保全管理中の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第47号は、申請地は北区金岡町で市街化調整区域内にあり、周辺は田及び農道に囲まれており、地目は田1筆、面積は317平方メートルで現在ハウスの状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

以上3件の申請につきまして、現地調査及び申請内容の精査を行った結果、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」及び「地域調和要件」等に適合しており、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたします。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可すること決定いたします。

続きまして、議案第64号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第64号「農地法第5条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第43号から第45号をご説明いたします。

まず、受付番号第43号は、賃借権を設定し転用するものです。被設定人は南区大庭寺で木製型枠の加工及び販売業を営む法人で、申請地は南区和田と南区大庭寺の田6筆、面積は合計2,384平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、事業所敷地内の資材置場と駐

車場が手狭なため、近接する申請地を賃借し露天資材置場及び露天駐車場として使用するものです。

申請は令和7年1月20日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第46条に該当し、第2種農地です。他の土地も検討いたしましたが、事業所に近接し必要面積を満たす土地は申請地の他になく、代替性はないものと判断されたものです。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については全面アスファルト舗装のうえ敷地内に U 字溝を設置し、東側の水路に放流する計画です。周囲にはネットフェンスを設置する計画です。その他一般基準についても申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第44号は、所有権を移転し転用するものです。申請人は譲受人が南区美木多上で宅地建物取引業を営む法人で、申請地は南区美木多上の田2筆、面積は合計39平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、申請地に隣接する倉庫を資材置場として賃貸していますが、資材の荷卸しに伴う業務用車両の車両スペースが不足しているため、申請地を取得し、露天駐車場として整備するものです。

申請は令和7年1月20日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については碎石舗装による自然浸透及び傾斜により西側市道の側溝に放流する計画です。周囲にはフェンス等設置いたしません、特に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第45号は、所有権を移転し転用するものです。申請人は譲受人が中区陶器北及び中区平井に居住する方2名で、申請地は中区陶器北の畑2筆、面積は合計166平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、申請地に近接する雑種地を露天駐車場として使用するうえで進入路がない為、申請地を譲り受け専用通路として使用するものです。

申請は令和7年1月22日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第2号に該当し、第3種農地です。被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については、碎石舗装による自然浸透及び西側市道側溝より放流する計画です。周囲には、ブロック3段積みの計画です。その他一般基準についても申請内容等に問題はないものと判断いたします。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第65号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

ただし、受付番号第192号及び第193号につきましては、今野正章委員、第215号につきましては、田中正剛委員に関する事項につき、これを除外してご審議いただきます。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第65号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明いたします。受付番号第167号から第191号、第194号から第214号、第216号をご説明いたします。

まず、受付番号第167号は、申請地は南区稲葉3丁の田1筆、面積は2,016平方メートルで、現在野菜の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第168号は、申請地は南区釜室、南区富蔵の田畑3筆、面積は合計3,597平方メートルで、現在耕うん済及びうね

の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第169号は、申請地は南区富蔵の田1筆、面積は3,054平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第170号は、申請地は西区太平寺の田1筆、面積は952平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第171号は、申請地は南区泉田中の田5筆、面積は合計840.91平方メートルで、現在うねの状態です。新規で賃借権を設定し、期間は3年で、解除条件付きの貸借です。

次に、受付番号第172号は、申請地は南区榑の田2筆、面積は合計633平方メートルで、現在耕うん済の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第173号は、申請地は中区陶器北の田1筆、面積は755平方メートルで、現在耕うん済の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第174号は、申請地は中区陶器北、中区辻之の田3筆、面積は合計2,394平方メートルで、現在耕うん済の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第175号は、申請地は中区陶器北の田1筆、面積は1,447平方メートルで、現在野菜の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第176号は、申請地は中区見野山の畑1筆、面積は1,213平方メートルで、現在野菜の状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第177号は、申請地は中区見野山の畑3筆、面積は合計685平方メートルで、現在野菜及び果樹の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第178号は、申請地は中区伏尾の畑2筆、面積は合計2,677平方メートルで、現在野菜の状態です。再設定で使用

貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第179号は、申請地は中区深阪1丁の田2筆、面積は合計1,827平方メートルで、現在耕うん済の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第180号は、申請地は東区北野田の田1筆、面積は1,566平方メートルで、現在耕うん済の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第181号は、申請地は東区北野田の田2筆、面積は合計333平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第182号は、申請地は東区北野田の田2筆、面積は合計2,379平方メートルで、現在野菜及び耕うん済の状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第183号は、申請地は東区八下町3丁の田6筆、面積は合計3,475平方メートルで、現在うね及び稲刈り後の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第184号は、申請地は東区八下町3丁の田3筆、面積は合計2,564平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第185号は、申請地は東区石原町3丁の田1筆、面積は1,042平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第186号は、申請地は東区石原町1丁の田1筆、面積は1,166平方メートルで、現在耕うん済の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第187号は、申請地は東区石原町1丁の田2筆、面積は合計2,089平方メートルで、現在耕うん済の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第188号は、申請地は東区石原町4丁の田2筆、面積は合計569平方メートルで、現在野菜及び果樹の状態です。再

設定で賃借権を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第189号は、申請地は北区中村町の田1筆、面積は1,038平方メートルで、現在耕うん済の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第190号は、申請地は北区中村町の緑地（現況：田）1筆、面積は945平方メートルで、現在耕うん済の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第191号は、申請地は北区中村町の田1筆、面積は1,201平方メートルで、現在耕うん済の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第194号は、申請地は北区金岡町の田1筆、面積は1,256平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第195号は、申請地は北区金岡町の田1筆、面積は1,170平方メートルで、現在耕うん済の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第196号は、申請地は西区太平寺の田3筆、面積は合計2,180平方メートルで、現在うねの状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は5年です。

次に、受付番号第197号は、申請地は南区大庭寺の田1筆、面積は1,431平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第198号は、申請地は西区山田4丁の田1筆、面積は2,236平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第199号は、申請地は西区山田4丁の田1筆、面積は1,034平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第200号は、申請地は西区草部の田2筆、面積は合計1,930平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で

賃借権を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第201号は、申請地は西区草部の田2筆、面積は合計3,080平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第202号は、申請地は西区菱木3丁の田4筆、面積は合計1,618平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第203号は、申請地は南区畑の田5筆、面積は合計2,906平方メートルで、現在ハウス及び野菜の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年で解除条件付きの貸借です。

次に、受付番号第204号は、申請地は西区草部、南区大庭寺の田3筆、面積は合計2,361平方メートルで、現在ハウス、うね、稲刈後及び保全管理中の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第205号は、申請地は西区草部の田3筆、面積は合計3,659平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第206号は、申請地は西区草部の田1筆、面積は1,008平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第207号は、申請地は西区菱木3丁の田1筆、面積は1,986平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第208号は、申請地は南区大庭寺の田2筆、面積は合計1,105平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第209号は、申請地は南区大庭寺の田1筆、面積は928平方メートルで、現在うねの状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第210号は、申請地は南区大庭寺の田1筆、面積は955平方メートルで、現在耕うん済の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第211号は、申請地は南区小代の田3筆、面積は合計2,680平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第212号は、申請地は南区小代の田2筆、面積は合計2,278平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第213号は、申請地は南区野々井の田畑2筆、面積は合計511平方メートルで、現在うねの状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第214号は、申請地は南区檜尾の田2筆、面積は合計2,025平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第216号は、申請地は南区豊田の田1筆、面積は793平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

以上の計画は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしております。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、農用地利用集積計画案のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第65号の受付番号第192号と第193号をご審議いただきます。本件につきましては、委員個人に関する事項につき、審議に先立ち「農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定」を適用し、今野正章委員の退席を求めます。

(退席後)

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第65号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明いたします。受付番号第192号と第193号をご説明いたします。

まず、受付番号第192号は、申請地は北区金岡町の田1筆、面積は1,361平方メートルで、現在野菜の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第193号は、申請地は北区金岡町の田1筆、面積は1,421平方メートルで、現在野菜及びうねの状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

以上の計画は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしております。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、農用地利用集積計画案のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。審議が終わりましたので、今野正章委員の退席をときます。

(入室・着席後)

続きまして、議案第65号の受付番号第215号をご審議いただきます。本件につきましては、委員個人に関する事項につき、審議に先立

ち「農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定」を適用し、田中正剛委員の退席を求めます。

(退席後)

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第65号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明いたします。受付番号第215号をご説明いたします。

受付番号第215号は、申請地は南区豊田の田3筆、面積は合計1,297平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

以上の計画は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしております。

なお、当該地区協議会におきまして、農用地利用集積計画案のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。審議が終わりましたので、田中正剛委員の退席をときます。

(入室・着席後)

続きまして、議案第66号「農用地利用集積等促進計画の決定について（農地中間管理事業分）」を議題といたします。

ただし、受付番号第227号から第236号につきましては、田中正剛委員に関する事項につき、これを除外してご審議いただきます。提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第66号「農用地利用集積等促進計画の決定について（農地中間管理事業分）」をご説明いたします。受付番号第217号

から第226号を議題といたします。

なお、本件はすべて農地中間管理機構である大阪府みどり公社が借り受けた農地を転貸するものです。

まず、受付番号第217号は、申請地は南区鉢ヶ峯寺の畑1筆、面積は367平方メートルで、現在うね及び野菜の状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中間管理機構から転借人へ10年です。

次に、受付番号第218号は、申請地は南区鉢ヶ峯寺の田1筆、面積は1,749平方メートルで、現在耕うん済の状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中間管理機構から転借人へ10年です。

次に、受付番号第219号は、申請地は南区鉢ヶ峯寺の畑1筆、面積は234平方メートルで、現在野菜の状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中間管理機構から転借人へ10年です。

次に、受付番号第220号は、申請地は南区鉢ヶ峯寺の畑1筆、面積は500平方メートルで、現在果樹の状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中間管理機構から転借人へ10年です。

次に、受付番号第221号は、申請地は南区鉢ヶ峯寺の畑1筆、面積は407平方メートルで、現在野菜の状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中間管理機構から転借人へ10年です。

次に、受付番号第222号は、申請地は南区鉢ヶ峯寺の畑1筆、面積は59平方メートルで、現在野菜の状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中間管理機構から転借人へ10年です。

次に、受付番号第223号は、申請地は南区鉢ヶ峯寺の田1筆、面積は409平方メートルで、現在耕うん済の状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中間管理機

構から転借人へ10年です。

次に、受付番号第224号は、申請地は南区鉢ヶ峯寺の田1筆、面積は2,373平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中間管理機構から転借人へ10年です。

次に、受付番号第225号は、申請地は南区鉢ヶ峯寺の畑1筆、面積は492平方メートルで、現在ハウスの状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中間管理機構から転借人へ10年です。

次に、受付番号第226号は、申請地は南区鉢ヶ峯寺の畑1筆、面積は1,327平方メートルで、現在野菜の状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中間管理機構から転借人へ10年です。

以上の計画は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしております。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理事業分）のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

（質疑・意見なし）

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第66号の受付番号第227号から第236号をご審議いただきます。本件につきましては、委員個人に関する事項につき、審議に先立ち「農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定」を適用し、田中正剛委員の退席を求めます。

(退席後)

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第66号「農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理事業分）」をご説明いたします。受付番号第227号から第236号をご説明いたします。

まず、受付番号第227号は、申請地は南区鉢ヶ峯寺の田1筆、面積は2,003平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中間管理機構から借受人へ10年です。

次に、受付番号第228号は、申請地は南区鉢ヶ峯寺の田畑3筆、面積は合計3,390平方メートルで、現在ハウスの状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中間管理機構から借受人へ10年です。

次に、受付番号第229号は、申請地は南区鉢ヶ峯寺の田畑2筆、面積は合計2,909平方メートルで、現在野菜の状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中間管理機構から借受人へ10年です。

次に、受付番号第230号は、申請地は南区鉢ヶ峯寺の田1筆、面積は88平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中間管理機構から借受人へ10年です。

次に、受付番号第231号は、申請地は南区鉢ヶ峯寺の田1筆、面積は1,006平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中間管理機構から借受人へ10年です。

次に、受付番号第232号は、申請地は南区鉢ヶ峯寺の田1筆、面積は607平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中間管理機構から借受人へ10年です。

次に、受付番号第233号は、申請地は南区鉢ヶ峯寺の田2筆、面積

は合計3,987平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中間管理機構から借受人へ10年です。

次に、受付番号第234号は、申請地は南区鉢ヶ峯寺の田4筆、面積は合計4,835平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ5年、農地中間管理機構から借受人へ5年です。

次に、受付番号第235号は、申請地は南区鉢ヶ峯寺の田2筆、面積は合計763平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中間管理機構から借受人へ10年です。

次に、受付番号第236号は、申請地は南区鉢ヶ峯寺の田1筆、面積は672平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中間管理機構から借受人へ10年です。

以上の計画は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしております。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、「農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理事業分）」のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。審議が終わりましたので、田中正剛委員の退席をときます。

(入室・着席後)

続きまして、議案第67号「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認の申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第67号「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認の申請について」をご説明いたします。受付番号第2号をご説明いたします。

受付番号第2号は、農園開設主体が土地所有者で、申請地は中区堀上町の畑1筆、面積は418平方メートルで、堺市及び農園開設者による協定及び承認後、市民農園を開設するものです。農園の区画数は12区画、農園利用者への貸付期間は1年間です。

なお、当該地区協議会におきまして承認相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第68号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第11条において準用する特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認の申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第68号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第11条において準用する特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認の申請について」をご説明いたします。受付番号第3号をご説明いたします。

受付番号第3号は、農園開設主体が土地所有者の同居の親族で、申請地は中区堀上町の生産緑地地区内で畑1筆、面積は933平方メートルで、堺市、所有者及び農園開設者による協定及び承認後、所有者と農園開設者が使用貸借契約を結ぶものです。市民農園の区画数は45区画、農園利用者への貸付期間は1年間です。なお承認後土地所有者は見回り、除草、清掃、点検や周辺住民からの相談対応等、年間200日以上従事する計画です。

なお、当該地区協議会におきまして承認相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。続きまして、報告第50号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」から報告第55号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計6件を一括して議題といたします。

報告の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは報告第50号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分について」から報告第55号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計6件を一括してご説明いたします。

まず、報告第50号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は10件ございました。いずれも内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第51号「農地法第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は5件ございました。いずれも内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第52号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の報告について」は1件ございました。受付番号第11号は申請地が美原区阿弥の田1筆で、面積は620平方メートル、離作補償はなしで、双方合意によるものです。

次に、報告第53号「農業従事証明の発行の報告について」は1件ございました。受付番号第3号は申請地が美原区菅生の田1筆、面積は234平方メートル、申請人の年間耕作日数は300日、市街化調整区域内の耕作面積は9,280平方メートル、申請目的は農家住宅建築で添付書類も含め完備しておりましたので、書類を処理いたしました。

次に、報告第54号「生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長専決処分の報告について」は1件ございました。受付番号第23号は申出者が子で、主たる従事者の死亡により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。

次に、報告第55号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」は2件ございました。まず受付番号第53号は、申請地が西区菱木4丁の畑1筆で面積は723平方メートル、現況は住宅、経過年数は65年以上、次に受付番号第54号は、申請地が南区畑と南区富蔵の田2筆で面積は合計124平方メートル、現況は1筆目が馬の飼育施設で経過年数は5年以上、2筆目が原野で経過年数は15年以上、いずれも非農地である旨の報告を、総会の決定による回答が期日に間に合わないため、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件報告について承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、報告は承認されました。

以上で、令和6年度第11回総会に付議された案件は、すべて議了いたしました。これをもって、閉会いたします。

採決・承認事項及び賛否数

(案件番号)	(結 果)	(賛否数)
○ 議案第63号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第64号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第65号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第66号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第67号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第68号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 報告第50号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第51号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第52号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第53号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第54号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第55号	承 認	全 会 一 致

署 名 委 員

会

長

北尾 芳孝

委

員

辻 千太郎

委

員

小谷 信江